

# 特殊詐欺被害防止対策

通所施設(デイサービス・プラチナセンター等)及び、訪問サービス(ケアマネージャ、ホームヘルプ等)の職員が、利用者へ直接会話により特殊詐欺被害の注意喚起を行います。

松本市社会福祉協議会 令元年8月

日常  
業務で  
意識

\* 異常を察知

- ・日頃の会話から  
(怪しい電話、通知の有無)
- ・訪問時の家内状況から  
(不要な品物が貯まっていないか等)



共通  
事項

\* 怪しい電話や通知が届いた場合や不安な時の相談先、相談相手を決める

\* 特に、一人暮らし及び老々世帯の高齢者には相談先、相談相手、電話番号を特定

\* 相談先、相談相手、電話番号をチラシに書き込み電話の近くに張り出す

\* 訪問時や送迎時に、家族の協力を依頼

\* 被害防止対策機器の無償借受を勧誘  
(65歳以上だけの世帯)

職種別  
事項

\* ケアマネ、ホームヘルパー及びデイサービスの利用者が重複してもそれぞれに確認

\* 地域包括支援センターの委託先に、注意喚起実施の協力を依頼

異常時  
対応

\* 異常を察知し不安がある場合は、当該部署が関係者及び、相談先、相談者と情報共有

\* 地域包括支援センターの委託先から情報を入手した場合は、委託元の部署が委託先と連携し対応

\* 必要により関係機関(松本警察署、銀行、行政)と連携するとともに、地域福祉課へ報告(様式1)

\* 注意喚起資料の更新等により関係職員へ情報提供

\* 社協全体の特殊詐欺に関わる安全管理の進捗管理を地域福祉課で実施